

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月1日
【会社名】	ナノキャリア株式会社
【英訳名】	NanoCarrier Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 中冨 一郎
【本店の所在の場所】	千葉県柏市柏の葉五丁目4番地19
【電話番号】	04-7169-6550
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理部長 西山 達男
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目2番2号
【電話番号】	03-3548-0217
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理部長 西山 達男
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (第6回新株予約権(希薄化防止型行使価額修正条項付))
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,910,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額 947,910,000円 (注)新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額 は、当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと 仮定した場合の金額であります。ただし、行使価額が 修正された場合、新株予約権の行使に際して払込むべ き金額の合計額は増加します。また、行使価額が調整さ れた場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき 金額の合計額は増加または減少します。さらに、新株予 約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当 社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予 約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少し ます。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年9月29日に提出いたしました新株予約権証券に係る有価証券届出書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）

(1) 募集の条件

払込取扱場所の欄

欄外注記

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

3 【訂正箇所】

訂正箇所は、_____を付して表示しております。

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付））】

(1)【募集の条件】

払込取扱場所の欄

(訂正前)

払込取扱場所	株式会社りそな銀行 東京中央支店
--------	------------------

(訂正後)

払込取扱場所	The Royal Bank of Scotland PLC (ザ・ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー)
--------	--

欄外注記

(訂正前)

(前略)

3. 振替期機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町二丁目1番1号

(後略)

(訂正後)

(前略)

3. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町二丁目1番1号

(後略)

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の 払込金額	(前略) 2. 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの払込金額は、当該発行に係る発行取締役会決議日前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（ざら場引け値を含む。）の90%に相当する金額（以下「行使価額」という。）とする。 (後略)
--------------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使時の 払込金額	(前略) 2. 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの払込金額は、 <u>31,500円</u> （以下「行使価額」という。）とする。 (後略)
--------------------	--

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

（訂正前）

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	945,000,000円 上記金額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。ただし、行使価額が修正された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加する。また、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加または減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。
---------------------------------	---

（訂正後）

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	947,910,000円 上記金額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。ただし、行使価額が修正された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加する。また、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加または減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。
---------------------------------	---

以上